

### Ⅲ 参考資料

#### 1. 農業所得、家族労働力、労働時間の考え方について

##### 【農業所得 600 万円経営モデル】

###### (1) 1 経営体当たりの農業所得目標はおおむね 600 万円以上について

「農業経営基盤の強化の促進に関する長崎県基本方針」における育成すべき効率的かつ安定的な農業所得の考え方は、主たる従事者 1 人当たり年間所得 400 万円、経営全体で 600 万円としている。

###### (2) 1 経営体当たりの家族労働力は 2~3 人について

「農業経営基盤の強化の促進に関する長崎県基本方針」の個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、労働力構成は、主たる従事者 1 人、補助的従事者 1~2 人として示されている。

###### (3) 主たる従事者 1 人当たり年間労働時間はおおむね 2,000 時間について

1 日の労働時間 8 時間、週休 2 日、盆休み 3 日間、年末年始休み 7 日間の合計 10 日間の休みを設定した場合。

$$365 \times (5/7) \times 8 = 2,085 \text{ 時間} \quad 2,085 - (8 \times 10) = 2,005 \text{ 時間} \quad \text{となる。}$$

「農業経営基盤の強化の促進に関する長崎県基本方針」の認定農業者の主たる従事者 1 人当たりの労働時間は 2,000 時間としている。

##### 【農業所得 1,000 万円経営モデル】

###### (1) 1 経営体当たりの農業所得目標はおおむね 1,000 万円以上について

「第 3 期ながさき農林業・農山村活性化計画」において、雇用型経営の転換や農家の子弟等を農業に呼び込むため、農業所得 1,000 万円以上を目指す農業者をリストアップし、経営分析により課題を整理した上で、雇用型経営への展開のイメージを提案し、具体的な計画の作成支援を行うことによりその実現を推進することにより、現況（令和元年度）の 489 経営体を、令和 7 年度に 1,100 経営体に育成する目標を反映している。

###### (2) 家族労働力 2~3 人（経営主夫婦と後継者、もしくは経営主・後継者と配偶者等）と常時雇用 1 人以上について

認定農業者データベースにおいて、現状所得 1,000 万円以上の経営体では、現状家族労働力が 2.4~3.3 人（平均 3.0 人）である。

###### (3) 従事者 1 人当たり年間労働時間はおおむね 2,000 時間について

1 日の労働時間 8 時間、週休 2 日、盆休み 3 日間、年末年始休み 7 日間の合計 10 日の休みを設定した場合。

$$365 \times (5/7) \times 8 = 2,085 \text{ 時間} \quad 2,085 - (8 \times 10) = 2,005 \text{ 時間} \quad \text{となる。}$$

## 2. 資本装備の計算方法（例）

		新調時価額	共同 利用	法定耐 用年数	償却済	減価償却費
施設	低コスト耐候性ハウス 1000 m <sup>2</sup>	21,592,000 円		÷14	×50%	=771,143 円
	農業用倉庫（軽量鉄骨） 20 m <sup>2</sup>	1,890,000 円		÷24	—	= 78,750 円
機械	ドローン（20リットル搭載）	3,250,000 円	×1/5	÷ 7	—	= 92,857 円
	トラック（軽）	1,324,000 円		÷ 4	×50%	=165,500 円

## 3. 経営成果の算出方法

- (1) 農業所得 = (主産物販売金額 + 副産物価額等) - 農業経営費  
 (農業経営費 = 物財費 + 雇用労働費 + 支払地代 + 支払資本利子 + 販売経費)
- (2) 農業所得率  
 = 農業所得 ÷ 農業粗収益 (主産物販売金額 + 副産物価額等 - 販売経費) × 100
- (3) 1日あたり農業所得 = 農業所得 ÷ 家族労働時間 × 8時間 (1日に換算)
- (4) 1日あたり家族労働報酬  
 = [農業所得 - (自作地地代 + 自己資本利子)] ÷ 家族労働時間 × 8
- (5) 単位あたり全算入生産費 (生産コスト) = 品目別全算入生産費 ÷ 品目別販売量  
 手取り (庭先) 価格と比較。
- (6) 単位あたり生産・販売費 = 品目別 (全算入生産費 + 販売経費) ÷ 品目別の販売量  
 市場価格と比較。

#### 4. 労働者雇用に伴う法定福利費の計算例

公的保険は、労働保険（労災保険・雇用保険）と社会保険（医療保険・年金保険）で構成され、雇用労働者数や事業形態（個人事業、法人事業）により適用要件は異なる。

<公的保険の種類別の加入要件、被保険者、保険料など>

種類		加入要件	被保険者	保険料の負担	保険料の算出式	保険料率	根拠など					
公的保険	労働保険	労災保険	労働者	事業主	賃金総額 × 保険料率	13/1000		令和5年4月1日以降の保険料率 (厚生労働省HPより)				
		雇用保険		事業主と労働者 で負担		17.5/1000	事業主 10.5/1000 労働者 7/1000	令和5年4月1日以降の保険料率 ただし、園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚は一般適用 (事業主9.5/1000、労働者6/1000)(厚生労働省HPより)				
	社会保険	健康保険	・法人  ・個人のうち、労働者の1/2以上の同意と厚生労働大臣の認可を受けた個人事業	法人の事業主と労働者	事業主と労働者 で負担	標準報酬月額 × 長崎県支部の 保険料率	10.21% (12.03%)		令和5年3月分以降の保険料率 (全国健康保険協会HPより)  ※カッコ内は介護保険該当の場合の保険料率 ※介護保険は労働者40歳以上65歳未満の場合に加算 ※事業主は、別途、子供・子育て 拠出金(0.36%)を加算			
							18.30%		令和5年3月分以降の保険料率 (日本年金機構HPより)  ※厚生年金基金加入者は基金ごとに定められている免除保険料率(2.4~5.0%)を控除した率となる			
		国民健康保険					個人	個人事業の事業主と労働者	自己負担	(省略)	保険料率は市町村ごとに設定	
											保険料率は日本年金機構で設定	
	厚生年金保険											
	国民年金											

【計算例】月給 20 万円で、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金に加入した場合の事業主負担

(労働者 40 歳未満)

	給与	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	計
事業主負担(年)	2,400,000	31,200	25,200	122,520	219,600	2,798,520
事業主負担(月)	200,000	2,600	2,100	10,210	18,300	233,210

※子ども子育て拠出金は含まない

## 5. 農業経営成果のとりえ方

### (1) 農業所得・農業純収益・家族労働報酬・農企業利潤

販売金額＋副産物価格等	農業経営費	物財費			
		雇用労働費			
		支払地代			
		支払利子			
		販売経費			
	農業所得	家族労働費			← 家族労働報酬
		自作地代	農業純収益		
		自己資本利子			
		農企業利潤			

#### ア 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

1日当たり農業所得＝農業所得÷家族労働時間×8時間

(農家は家族労働力、自己所有の土地、資本を利用して農業経営を行うが、農業所得は、その農業生産活動の成果であって、農家の所有する生産要素に対する総合報酬であり、家族労賃、自己資本利子、自作地地代が含まれる。)

#### イ 農業純収益＝粗収益－(物財費＋労働費＋支払利子・地代)

(農業生産で実質的に消耗された価値からどれだけの新しい価値が生み出されたかを意味している。ただし、純収益それ自体は生産性を表していない。粗収益や生産費と比較されることで生産性を表すものとなる。)

#### ウ 家族労働報酬＝農業粗収益－(物財費＋地代＋資本利子＋雇用労働費) ＝農業所得－(自作地地代＋自己資本利子)

1日当たり家族労働報酬＝家族労働報酬÷家族労働時間×8時間

(農業所得から自作地地代と自己資本利子を取り除いたもので、経営の中から家族労働だけを取り出し、そこに帰属する成果がどれだけあったかを見るための指標である。)

#### エ 農企業利潤＝粗収益－(全算入生産費＋副産物価額)

(土地、労働、資本を適切に結合して経営を行った農業経営活動に対する報酬であり、農業の企業性を判断する尺度として重要である。土地に対して地代、労働に対して労働費、資本に対して利子をそれぞれ支払ったあとに残る部分である。)

(2) 経営費と生産費の関連

経営費	生産費
物財費 種苗費（購入） 肥料費（購入） 農薬費（購入） 動力光熱費 諸材料費（購入） 土地改良及び水利費 賃借料及び料金 （保険・共済費） 諸税及び公課諸負担 小農具費 建物・施設減価償却費 建物・施設修繕費 大農具減価償却費 大農具修繕費 大植物減価償却費 大家畜減価償却費 生産管理機器減価償却費 生産管理費（除く減価償却費） 労働費 雇用労働費 — 地代 支払地代（借地料） — 資本利子 支払利子 —	物財費 種苗費（購入＋自給） 肥料費（購入＋自給） 農薬費（購入） 動力光熱費 諸材料費（購入＋自給） 土地改良及び水利費 賃借料及び料金 （保険・共済費） 諸税及び公課諸負担 小農具費 建物・施設減価償却費 建物・施設修繕費 大農具減価償却費 大農具修繕費 大植物減価償却費 大家畜減価償却費 生産管理機器減価償却費 生産管理費（除く減価償却費） 労働費 雇用労働費 家族労働費 地代 支払地代（借地料） 自作地地代 資本利子 支払利子 自己資本利子
販売経費	—
—	副産物価額を差し引く